

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第 1003 号

4月7日は

高知県議会議員選挙の投票日です

○投票時間は、一部の地域を除いて午前7時から午後9時までです。
 ○投票日に仕事を休む必要のない理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をしましょう。

○期日前投票について

【期間】 3月30日(土)～4月6日(土)まで
 【時間】 午前8時30分～午後8時まで
 【場所】 本山町役場1階 選挙管理委員会事務室

【問い合わせ先】 選挙管理委員会 電話 76・2440



土曜日の診療について(嶺北中央病院)

嶺北中央病院では、第一・第四、土曜日の午前中、内科と整形外科の医師各1名が診察しています。(第二・第四以外の土曜日は休診です。)
 担当医の予定は次のとおりです。(担当医は、変更となる場合があります。)

土曜診療		診療日	診療科
3月			
23日	9日	内科	整形外科
北岡	武内		
近藤	近藤		

【診察時間】

午前8時45分～午後0時15分
 (受付は午前8時～11時30分まで)
 ※急病の方は夜間・休日も診療しています。

【問い合わせ先】

本山町立国保嶺北中央病院
 電話 76・24500



平成31年度本山町奨学金のお知らせ

平成31年度に高等学校以上の学校へ修学し、本山町奨学金の貸与を希望される方の募集を、次のとおり行います。

【貸与対象者】

○本山町に3年以上在住する者又は3年以上在住する者の生計を一にする扶養親族であること
 ○経済的な理由により修学が困難と認められること

○奨学金の返還が可能であると認められること

【貸与月額】

高等学校 15,000円
 大学等 25,000円

【貸与期間】

修学する学校における正規の修学期間

【提出書類】

- ①貸与申請書(教育委員会から送付)
- ②世帯全員の住民票
- ③世帯全員の収入・所得を証明する書類
- ④在学証明書

【申し込み受付期間】

4月1日(月)～4月26日(金)

【申し込み先及び問い合わせ先】

教育委員会 電話 76・3013



平成31年度

吉野公民館開館日のお知らせ

【開館日】

原則として、毎月最終日「開所」します。
ただし、最終日が土・日・祝日であった場合はその前日。12月・3月は別途指定日となります。
日程が変更となる場合は、事前にお知らせいたします。

2019年	4月26日（金）
	5月31日（金）
	6月28日（金）
	7月31日（水）
	8月30日（金）
	9月30日（月）
	10月31日（木）
2020年	11月29日（金）
	12月25日（水）
	1月31日（金）
	2月28日（金）
	3月26日（木）

【開館時間】

午前9時～午後1時
（昼休み時間も業務を行います。）

【問い合わせ先】

総務課 電話 76 - 22223

立木を伐採するには届出

（または許可）が必要です

【一般の伐採届】

自分の山の木を自由に伐つてもいい。こんなふうに思っている方はいらっしゃいませんか？たとえあなたの山でも、森林を伐採するときは「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

※ただし、倒木・枯死木などを伐採する場合は必要

ありません。また、保安林に指定されている場合「伐採届」ではなく「伐採許可申請」による、知事の許可が必要となります。

【目的】

森林は、木材の生産だけでなく、水源を豊かにし、土砂災害を抑え、人の心を癒してくれる等、多面的な機能を有しており、私たちの生活に重要な役割を果たしています。健全で豊かな森林を保ち続けるため、適切な施業を行うよう、各市町村では、「森林整備計画」を作成しています。

「届出書」は、森林の伐採がこの「計画」にしたがって適切に行われているか確認するための手続きです。いつ申請するのか？

伐採を開始する日の90日～30日前までの期間

【誰が申請するのか？】

森林所有者が自分で伐採するときには森林所有者が届け出ます。また、山林の立木を買い受けて伐採するときには、買い受けた人と森林所有者が連名で提出します。

【届出の内容】

場所（大字・字・番地）、面積、期間、伐採方法、伐採後の計画等

【違法伐採対策】

伐採木を原木市場に出す場合、「合法伐採証明」が必要となります。これは、市町村が「伐採届」に対して「適格通知」又は「受理決定通知」を出します。その通知書が「合法伐採証明」となります。

【その他】

無届出の伐採をした者は、100万円以下の罰金が課せられる場合があります。

【問い合わせ先】

まちづくり推進課 産業振興班
電話 76 - 30106

森林の所有者届出が必要です

【対象となる土地】

登記上の地目に関わらず、取得した土地が森林の状態となっている場合は対象の可能性ががあります。

【対象者】

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、届出をしなければなりません。

※ただし、国利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

【届出期間】

新たに森林の土地の所有者となった日から90日以内

【届出の内容】

届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。

【添付書類】

登記事項証明書（写し可）又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

【その他】

無届出又は虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料が課せられる場合があります。

【問い合わせ先】

まちづくり推進課 産業振興班
電話 76 - 30106

